

掛川市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により掛川市森林整備計画を変更するので、同法同条第4項で準用する同法第6条第1項の規定により公告し、当該変更計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、掛川市森林整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、掛川市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年2月7日

掛川市長 久保田 崇

1 縦覧期間

令和4年2月7日から令和4年3月8日まで

2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所産業経済部農林課

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで